

日本の農業・食糧を見つめ直そう

異常な状態の今だからこそ出来ることを考える

生産者通信

NPO法人
米ニケーションセンター
定価 100円(送料込)

今冬も異常気象のようです。1月だというのに散歩の道すがら摘み取ったフキノトウを味わうことができず、香りが薄いか、香りも苦味も心なしか薄いような気がしましたが、当方の味覚が鈍ってしまっているのかも知れません。

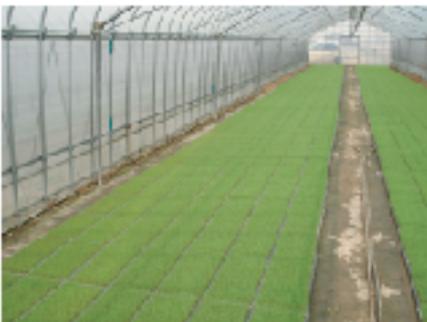
トキ自身が暖冬を予見していたかどうか分かりませんが、わざわざ魚沼の地を指して飛び、例年なら雪深くて餌を採れるはずがない所でしっかりと生きているもの見事という他ありません。

一方、施設園芸などの生産者の皆さんには暖冬のメリットもあつたのでしょうか、「トキめき国体冬季大会」会場の十日町市では雪不足で雪集めに苦労しているというところで、世の中総てがうまくはいかないよう

です。積雪がないと除雪作業もなく、コタツの番ばかりもできずになんとなく冬の生

活のリズムが狂ってしまった、元々稼ぎ性ではないのです。がそれでも落ち着けません。時間をもてあまして、新しく作るプール育苗場所の地ならしや防風ネットの柱建てをやってしまった。今までは有機栽培の苗と慣行栽培の苗を同一ハウス内で、プールだけを別にしていたのですが、「1・5以上の緩衝地帯」を設けるようにとの認証機関の指導を受けて、今年度からまったく別の場所に露地で有機栽培専用の育苗プールを新設することにしました。苗箱100枚程度のプールでは、苗代実面積より緩衝地帯の面積の方が大きくなつてしまいました。

ところで「内閣人事・行政管理局」の設置をめぐる、総理大臣が召集した会議を人事院総裁がボイコットしたのには驚かされました。官僚が政府の方針が気に入らないから会議に出席しないというのでは話にならないでしょう。会議に出席した上で自身の見解を披れ、意見を闘わせるべきでしょう。人事院総裁に許されることならば、自衛隊の制服組が政府の意見を無視して暴走してしまっても許されることになつてしま



まうでしょう。話が飛躍しているように思われるかも知れませんがツジツマはあつてはいるはずで、恐ろしいことです。不況によつて大量に生み出されてしまった失業者を農業の現場で雇用してはどうかということ、コメの生産調整の話題が連日のように新聞報道されています。失業された皆さんの仕事を確保し、生活を保障することは当然であり、例えわずかな人数であっても農業で雇用の方ができれば良いことだと思えます。しかし、ヘソ曲がりの私には好況の時は農村から都市に安い賃金の労働力を駆りだし、不況で不要になつたから農村にお返ししますと言われているようにも思えてなりません。

コメの生産調整にしても

「減反選択制」の導入が否かだけが先走つて話題になつてはいるようですが、先月号にも書かせていただいたように稚拙な方向付けや結論を急ぐことだけは御免こうむりたいのです。いわんや政府と官僚、族議員の縄張り争いや利権の温存のための対立等という次元の議論に終始することは許されぬことだと思えます。

そのためにも生産者をはじめ、生産者団体のみならず、消費者や加工、流通業者をも巻き込んだ「世界の日本の農業、食糧、農村社会をどうするのか」という議論をさまざまレベルで始めなければならぬのでしよう。コメの生産調整を見直すということは、日本の農業と食糧を根本から見直すということですから。また、今回はそのチャンスにしていかなければなりません。

なぜなら日本の現状は先進国の中で極めて異常な状態におかれているからです。
(内山常蔵記)

2月18日長岡市に本店を置く独立系の民間検査機関15団体が加入する「長岡地域農産物検査協会」が発足しました。会長には有早川商店・早川博文さん、副会長には有グリーン・平石博さんが選出されました。協議会の目的は、農産物検査のための鑑定会を主催し、検査員の技能の維持・向上に努めることです。現在は農政事務所が鑑定会を主催していますが、将来的には民間に移行するのでその受け皿として設立しました。

長岡地域農産物検査協議会
設立総会開催

農産物検査が「選択性」
に変わります

平成21年産より検査機関が銘柄を選択して検査する方式に変わります。現在は、農産物検査規格規定に掲げられた品種の産地品種銘柄のみしか鑑定できませんでした。しかし、検査機関によっては取り扱いのない品種もあり現実に即したものではありませんでした。そこで、「必須銘柄」と「選択銘柄」に分けて、検査機関の実情に合わせて品種を選択することとなりました。当NPOでは、5月末までに選択品種を決定し、6月号でお知らせをいたします。

商経アドバイス(2009年2月9日号)より抜粋

トレサ法など5月公布か 食糧法改正で罰則強化

自民党は5日、永田町の党本部で農林関係の合同会議を開き、農水省が提示したコメ関連3法案(米トレサ・サブリティー法案、食糧法改正法案、米粉・エサ米法案)の条文を了承した。3法案は今月中旬に閣議決定の上で国会に上程。一括審議され、順調に進めば5月に公布される。農水省では、米トレサ法に関して「可能な限り早く政省令を示したい」と説明している。

コメ3法案の条文確定

米トレサ法案は、生産者や加工・製造業者、量販店や外食・中食事業者等まで含む「米穀事業者」が対象。コメやコメ加工品・料理などの譲り受け・譲り渡し時に、▽名称▽数量▽年月日▽相手方▽搬入・搬出場所などを記録し、その記録を一定期間保存する義務と、指定米穀(産地識別が重要なコメ)の販売・提供時に産地情報を消費者に伝達する義務を導入する制度だ。

条文では、法律が対象とする「米穀等」を「米穀および米穀を原材料とする飲食料品」と定義。飲食料品には料理も含み、医薬品・医薬部外品は含まない。具体的な品目は、「政令で定める」としている。

トレサ情報の記録と消費者への産地情報伝達を義務づける「米穀事業者」については、「米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行う者」と規定した。「流通および消費の状況からみて、米穀事業者および一般消費者が購入者にして、その産地を識別することが重要と認められる米穀等」として規定。

指定米穀では、コメならその産地、飲食料品なら原材料米の産地も、名称と併せて記録し、消費者に対して情報を伝達する。米穀事業者間では、「包装、容器または送り状への表示等」によって産地情報を伝達。一般消費者に対しては、JAS(日本農林規格)表示に従って表示される場合以外は、「包装または容器への表示、その他の方法」によって伝達する。店頭掲示等も検討されそうだ。

ただし、「省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者」に限っては、消費者に対する産地情報の伝達義務を「適用しない」。小規模・零細な米穀小売店や飲食店、弁当等に配慮するための措置とみられる。

米トレサ法の権限は、今後設立される消費者庁に首相が委任するが、政省令で規定する権限は農水省・財務省に残される。消費者に対する産地情報伝達が消費者庁、トレサ情報記録が農水省、酒類に関するトレサ制度が財務省(国税庁)という分担になるとみられる。

具体的に対象品目については、「コメ流通システム検討会による中間取りまとめをベースに、関係方面に説明しながら詰めていく(計画課)という。

食糧改正法では、加工用米や飼料用米など用途が限定された米穀の用途以外(主食用等)への横流れを防止するため、農水大臣が省令によって▽米穀の用途別管理方法▽米穀出荷・販売事業者の遵守事項を定める仕組みを導入。違反者には、大臣が勧告・命令を発出する。

併せて、罰則規定を強化した。報告徴収・立ち入り検査の拒否(虚偽答弁も含む)には、従来の30万編の罰則に代え、「6か月以下の懲役または50万円(下の懲役または50万円)の罰金」を適用する。大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

で米トレサ制度を担保する形になる。米粉・エサ米法(米穀の新たな用途への利用の促進に関する法則)では、新用途利用促進の意義や基本方向などを定める基本方針を農水大臣が策定。民間からの事業計画(生産製造連携事業計画、新品種育成計画)を認定し、支援措置を講じる仕組みを規定している。

大臣の改善勧告に従わない場合に発する改善命令に違反した場合は、「1年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」、法人には「1億円以下の罰金」を科す。

米トレサ法におけるトレサ情報記録義務への違反、消費者に対する情報伝達義務への違反に科する罰則が「50万円以下の罰金」とどまるため、改正食糧法による罰則強化とのセット

土壌分析を実施します

土壌検査キット、ドクターソイルによる水田の分析を実施します。ご希望の方は土壌を採取の上、ご連絡ください。

土壌分析の申込みについて

- 1、分析試料は、刈取り後の施肥前に採取、ビニール袋に入れ、密封して提出してください。
- 2、試料の採取方法は別図を参照し、量は野球のボール程度です。わら屑雑草が入らないよう表面の土は除いて下さい。
- 3、採取場所は圃場の平均的な場所を選定してください。
- 4、土壌分析、施肥設計のセットで料金は1,200円。(お一人様2点までとさせていただきます。)

試料の採取方法



- ①検査したい圃場の土をスコップ等で掘り返す。
- ②土以外のもの(ワラ・雑草等)が入らないように、表面の土は除き、左イラストの部分のみ、野球のボール程度採取する。